

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に向けた骨子の策定及びパブリック・コメントの実施結果について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和3年5月12日成立、同月19日公布。）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されました。

本改正に伴い、法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、新宿区個人情報保護条例（平成17年条例第5号）の廃止及び（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）の骨子（案）を公表し、パブリック・コメントを実施しました。

本パブリック・コメントの実施結果を踏まえ、下記のとおり法施行条例の骨子を策定します。
今後は、骨子を基に、法施行条例の制定を進めます。

記

1 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和4年12月8日（木）から令和5年1月6日（金）まで

(2) 周知方法

令和4年12月5日号の広報新宿及び新宿区ホームページに掲載

(3) 閲覧・配布場所

区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、
区立図書館（10館）及び新宿区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

2 パブリック・コメントの実施結果

意見提出者数0名、意見数0件

3 法施行条例の骨子

別紙のとおり

※骨子（案）から変更なし